

神奈川県警察警備装備品管理規程

(昭和 38 年 7 月 10 日神奈川県警察本部訓令第 12 号)

改正 昭和 40 年 9 月 20 日神奈川県警察本部訓令第 17 号 昭和 44 年 3 月 31 日神奈川県警察本部訓令第 4 号(題名改正)
昭和 46 年 4 月 1 日神奈川県警察本部訓令第 10 号 昭和 46 年 6 月 1 日神奈川県警察本部訓令第 18 号
昭和 47 年 4 月 1 日神奈川県警察本部訓令第 9 号 昭和 48 年 4 月 1 日神奈川県警察本部訓令第 6 号
昭和 50 年 7 月 11 日神奈川県警察本部訓令第 9 号 昭和 52 年 9 月 30 日神奈川県警察本部訓令第 8 号
昭和 53 年 3 月 24 日神奈川県警察本部訓令第 7 号 昭和 55 年 7 月 1 日神奈川県警察本部訓令第 9 号
昭和 63 年 3 月 28 日神奈川県警察本部訓令第 5 号 平成元年 3 月 22 日神奈川県警察本部訓令第 5 号
平成 4 年 10 月 6 日神奈川県警察本部訓令第 33 号 平成 6 年 3 月 30 日神奈川県警察本部訓令第 3 号
平成 12 年 8 月 30 日神奈川県警察本部訓令第 20 号 平成 31 年 3 月 26 日神奈川県警察本部訓令第 1 号

神奈川県警察警備装備品管理要綱を次のように定める。

神奈川県警察警備装備品管理規程

(目的)

第 1 条 この訓令は、警備実施上必要な装備品の管理を適正にするため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 警備装備品 警備実施にあつて部隊活動上必要な資器材(船舶、車両ならびに神奈川県警察官に対する支給品及び貸与品に関する条例(昭和 29 年神奈川県条例第 29 号)に定める支給品、貸与品を除く。)で警備実施のために使用することを主たる目的として整備されたものをいう。
 - (2) 補助警備装備品 警備実施以外の警察活動用として整備されたものであつても、その性能からみて警備実施にあつて部隊活動上使用することができるもののうち警察本部長(以下「本部長」という。)が指定するものをいう。
 - (3) 所属 警察本部(以下「本部」という。)の課、室及び部の附置機関、市警察部、相模方面本部(以下「方面本部」という。)、サイバーセキュリティ対策本部、警察学校並びに警察署をいう。
 - (4) 所属長 前号に規定する所属の長をいう。
- (準拠規定)

第3条 警備装備品(補助警備装備品を含む。以下同じ。)の管理は、神奈川県警察用国有物品管理規則(昭和40年神奈川県公安委員会規則第3号)及び神奈川県財務規則(昭和29年神奈川県規則第5号)に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(装備課長の責務)

第4条 装備課長は、この訓令の運営責任者として警備装備品の現況を総合的には握し、機能の保全および用法その他の改良等に努め、効果的な運用に努めなければならない。

2 装備課長は、警備装備品の整備の適正を期するため、警備装備品管理原票(第1号様式)を備え、警備装備品の異動のつど整理しておかなければならない。

3 装備課長は、大規模な警備事案の発生等により多数の警備装備品を必要とするため、各都道府県公安委員会または警察庁から援助の要求があつた場合は、関係所属長と協議のうえ当該要請に係る警備装備品の支援体制をすみやかに整えるものとする。

(管理責任者)

第5条 各所属に警備装備品の管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置く。

2 管理責任者は、次に掲げる職にある者とする。

(1) 本部の課 課長代理

(2) 監察官室 室長代理

(3) 部の附置機関 副隊長又は次長

(4) 市警察部 副部長

(5) 方面本部及びサイバーセキュリティ対策本部 副本部長

(6) 警察学校 副校長

(7) 警察署 副署長

3 管理責任者は、警備装備品の管理について全般の指揮監督にあたり、その責に任ずるものとする。

(警備装備担当者)

第6条 所属長は、警備装備品について整備保全の責任者(以下「警備装備担当者」という。)を指定しておくものとする。

2 警備装備担当者は、保有警備装備品の数、性能、用法、保管および手入れの方法等について現況をは握し、いつでも活用できる体制を整えておかなければならない。

(警備装備担当補助者)

第7条 所属長は、警備装備品の性能等を考慮して警備装備担当者の補助にあたる者(以下「補助者」という。)を指定し、機能整備の適正を期するものとする。

2 補助者は、機械的に特別な性能を有する発動発電機、折畳式救命艇、船外機等について、平素の整備を担当するものとする。

(備え付け簿冊)

第8条 管理責任者は、次の簿冊を備え付け、警備装備担当者をして記載整備させ、常に保有状況を明らかにしておかなければならない。

- (1) 警備装備品現在簿(第2号様式)
 - (2) 警備装備品使用整理簿(第3号様式)
 - (3) 警備装備品(個人貸与)使用整理簿(第4号様式)
 - (4) 警備装備品点検実施簿(第5号様式)
- (異動の通報および修繕等の手続き)

第9条 管理責任者は、次の各号にかかげる事由が生じた場合は、すみやかに異動(修繕)通報書(第6号様式)により装備課長に通報しなければならない。

- (1) 県有警備装備品の購入および処分を行なったとき。
- (2) 発動発電機等で指定した県有警備装備品(第6号様式備考3に列挙した品目)の修繕を行なったとき。
- (3) 補助警備装備品の異動があつたとき。

2 前項の異動(修繕)通報のときの品名記載は警備装備品管理原票分類表(別表)の分類番号により行なうものとする。

(保管)

第10条 警備装備品は、努めて1箇所に収納して、整備整頓を行ない、良好な状態で保管するようにするものとする。

(点検)

第11条 所属長は、警備装備品の保管、手入れおよび機能状況等について毎月1回点検を実施しなければならない。

2 点検を実施したときは、警備装備品点検実施簿に記録し、不備の点を発見したときは、すみやかに適切な処置をとらなければならない。

3 装備課長は、各所属に配置してある警備装備品の維持管理ならびに整備および取扱い、使用の状況等について年1回以上点検を行ない、その状況を本部長に報告するものとする。

(引継ぎ)

第12条 管理責任者および警備装備担当者ならびに補助者の配置換えがあつた場合は、引き継ぎを行ない管理の適正を期さなければならない。

2 管理責任者の引き継ぎは、警備装備品現在簿と現品を照合し、引き継ぎ内容を特に記載しておく必要のあるものは、当該警備装備品が記帳されている備考欄に記録しておくとともに、現在簿の表紙裏面に署名押印のうえ引き継ぐものとする。

(使用および使用状況等の報告)

第13条 所属長は、警備装備品を有効適切に使用し、使用状況を各4半期の末日現在で調査し、翌月10日までに警備装備品使用状況報告(第7号様式)によつて本部長に報告しなければならない。

2 所属長は、警備装備品の使用にあたって、著しく効果を収めた事例のあつたときは、本部長に報告するものとする。

附 則

この訓令は、昭和 38 年 7 月 15 日から施行する。

附 則(昭和 40 年 9 月 20 日神奈川県警察本部訓令第 17 号)

この訓令は、昭和 40 年 9 月 20 日から施行する。

附 則(昭和 44 年 3 月 31 日神奈川県警察本部訓令第 4 号)

この訓令は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 46 年 4 月 1 日神奈川県警察本部訓令第 10 号)

この訓令は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 46 年 6 月 1 日神奈川県警察本部訓令第 18 号)

この訓令は、昭和 46 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 47 年 4 月 1 日神奈川県警察本部訓令第 9 号)

この訓令は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 48 年 4 月 1 日神奈川県警察本部訓令第 6 号)

この訓令は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 50 年 7 月 11 日神奈川県警察本部訓令第 9 号)

この訓令は、昭和 50 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 52 年 9 月 30 日神奈川県警察本部訓令第 8 号)

この訓令は、昭和 52 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 53 年 3 月 24 日神奈川県警察本部訓令第 7 号)抄

1 この訓令は、昭和 53 年 3 月 24 日から施行する〔後略〕。

附 則(昭和 55 年 7 月 1 日神奈川県警察本部訓令第 9 号)抄

1 この訓令は、昭和 55 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 63 年 3 月 28 日神奈川県警察本部訓令第 5 号)抄

1 この訓令は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する〔後略〕。

附 則(平成元年 3 月 22 日神奈川県警察本部訓令第 5 号)

この訓令は、平成元年 4 月 1 日から施行し、平成元年 1 月 8 日から適用する。

附 則(平成 4 年 10 月 6 日神奈川県警察本部訓令第 33 号)

この訓令は、平成 4 年 10 月 8 日から施行する。

附 則(平成 6 年 3 月 30 日神奈川県警察本部訓令第 3 号)

この訓令は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 8 月 30 日神奈川県警察本部訓令第 20 号)

この訓令は、平成 12 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 26 日神奈川県警察本部訓令第 1 号)

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 9 条関係)

警備装備品管理原票分類表

大分類	中分類	小分類	品名	備考
警備装備品(1)	個人装備品(1)	1	出勤服	
		2	略帽	
補助警備装備品(2)		3	作業服	冬用
		4	作業服	夏用

5	防災出動服	
6	防炎略帽	
7	ヘルメットライナー	
8	防石面	
9	防石面カバー	
10	たれおおい	1型
11	たれおおい	2型
12	防護衣	2型
13	防護衣	改良型
14	防護用金属板	
15	防護手袋	
16	防護腹あて	
17	マフラー	
18	防炎マフラー	
19	防石小たて	
20	防石小たて収納袋	
21	私服用安全帽	金属製
22	私服用安全帽	保護板併用式
23	私服用安全帽保護板	
24	鉄帽	
25	鉄帽	内帽併用式
26	鉄帽用ヘルメットライナー	
27	鉄帽用ヘルメットライナー	特殊部隊用
28	防弾面	
29	鉄帽用防石面	
30	防弾衣	
31	防弾衣	改良型
32	防弾衣	警護員用
33	ガスマスク	
34	ガスメガネ	
35	飯ごう	
36	水筒	
37	水筒	カップ付
38	雑のう	
39	警備装備品収納袋	

		40	警備装備品収納袋	衣のう
		41	警杖	
		42	警護員用警棒	
		43	腕章	
		44	地下足袋	
		45	軍手	
警備装備品(1)	広報装備品(2)	1	拡声装置	T・R100W
補助警備装備品(2)		2	拡声装置	T・R50W
		3	拡声装置	T・R20W
		4	拡声装置	T・R18W
		5	拡声装置	T・R10W
		6	拡声装置	真空管 50W
		7	拡声装置	真空管 30W
		8	T・R メガホン	
		9	電気メガホン	
		10	移動用掲示板	
	警備装備品(1)	電源装備品(3)	1	発動発電機
補助警備装備品(2)	2		発動発電機	500W
	3		発動発電機	300W
	4		発動発電機	80W
	5		蓄電池	アルカリ式拡声装置用 24V
	6		蓄電池	アルカリ式携帯投光器 用 16V
	7		蓄電池	アルカリ式携帯投光器 用 7.5V
	8		蓄電池	アルカリ式携帯投光器 用 5V
	9		蓄電池	硫酸式携帯投光器用 6 V
	10		充電器	大型
	11		充電器	小型
	12		充電器	16V用
	13		充電器	キャプランプ用
	14		エキセルテスター	
	15		回路テスター	
	16		比重計	
	警備装備品(1)	照明装備品(4)	1	発動発電機用投光器

補助警備装備品(2)		2	発動発電機用投光器	500W
		3	発動発電機用投光器	300W
		4	発動発電機用投光器	150W
		5	蓄電池用投光器	24V × 250W
		6	蓄電池用投光器	6V × 35W シールドビーム
		7	蓄電池用投光器	6V × 35W
		8	蓄電池用投光器	5V × 15W フラット
		9	レフレクターランプ	
		10	バーライト	撮影機用
		11	携帯照明燈	
		12	反射型投光器	
		13	乾電池式ちようちん	
		14	高張ちようちん	
		15	ヘルプライト	
		16	ヘッドランプ	
		17	ヘッドランプ	手元燈付
		18	キャブランプ	
		19	特殊懐中電燈	
		20	普通懐中電燈	
		21	発射式照明筒	
		警備装備品(1)	監視、情報装備品(5)	1
補助警備装備品(2)	2	双眼鏡		8 × 30
	3	双眼鏡		7 × 50
	4	双眼鏡		7 × 15
	5	双眼鏡		4 × 30
	6	双眼鏡		その他
	7	携帯ラジオ		
	8	撮影機		16 ミリ
	9	撮影機		8 ミリ
	10	写真機		35 ミリ
	11	写真機		35 ミリ ハーフサイズ
	12	写真機		その他
	13	速写写真機		
	14	ポラロイドカメラ		
	15	データーカメラ		
	16	特殊カメラ		
	17	望遠レンズ		1,000 ミリ

		18	望遠レンズ	800 ミリ
		19	望遠レンズ	600 ミリ
		20	望遠レンズ	500 ミリ
		21	望遠レンズ	400 ミリ
		22	望遠レンズ	200 ミリ
		23	望遠レンズ	135 ミリ
		24	広角レンズ	35 ミリ
		25	広角レンズ	28 ミリ
		26	ズームレンズ	80 ~ 250
		27	ズームレンズ	85 ~ 210
		28	写真用照明灯	携帯用
		29	写真用照明灯	ストロボ
		30	写真用照明灯	フラッシュガン
		31	録音機	TPS A相当(小型室内機)
		32	録音機	TPS B相当(AとMの間)
		33	録音機	TPS M相当(超小型)
		34	録音機	TPS L相当(24時間録音可)
		35	イレーサー	
		36	ワイヤレスマイク	
		37	携帯用テレビ録画装置	
		38	携帯用テレビ再生装置	
		39	携帯用テレビ装置	
		40	ビデオコーダー	
		41	無線遠隔撮影装置	
		42	警護用警報装置	
		43	映写機	35 ミリ
		44	映写機	16 ミリ
		45	映写機	8 ミリ
		46	風向風速計	
		47	手旗	
警備装備品(1)	後方支援装備品(6)	1	天幕	5m × 4m
		2	天幕	4m × 3m
補助警備装備品(2)		3	天幕	3.5m × 3m
		4	天幕	哨舎型
		5	天幕	山岳用

		6	折畳寝台	天幕用
		7	折畳寝台	簡易ベット
		8	毛布	警備用
		9	毛布収納袋	
		10	寝袋	
		11	寝袋	山岳用
		12	折畳いす	
		13	折畳机	
		14	野外炊飯器	
		15	配食缶	
		16	布ばけつ	
		17	食器	
		18	ろ水器	
		19	ポリタンク	
		20	警備本部旗	
警備装備品(1)	救命救護装備品 (7)	1	救命艇	F.R.P 製
補助警備装備 品(2)		2	折畳救命艇	軽合金製
		3	折畳救命艇	木製
		4	救命ゴムボート	
		5	船外機	水冷 27PS
		6	船外機	水冷 10PS
		7	船外機	水冷 5PS
		8	船外機	空冷 5PS
		9	救命胴衣	
		10	膨張式救命胴衣	
		11	救命浮環	
12		手投膨張式救命浮環		
13		アクアラングー式		
14		救命索発射装置	KD 型	
15		救命索発射装置	A12 型	
16		救命索発射装置	その他	
17		救命索発射装置装薬包	KD 型	
18		救命索発射装置装薬包	A12 型	
19		救命索発射装置装薬包	その他	
		20	いかりづな	
		21	ロープ	赤線入り
		22	ロープ	ナイロン

23	ロープ	その他
24	担架	一般用
25	担架	高所救助用
26	担架	高所兼山岳救助用
27	担架	山岳用分解式
28	高発泡装置	
29	揚水ポンプ	高発泡装置用
30	人工そ生器	
31	酸素呼吸器	M.S.A ケモックス
32	酸素呼吸器	カワサキ式
33	酸素呼吸器	その他
34	空気呼吸器	ライフゼム 5 型
35	空気呼吸器	ライフゼム 8 型
36	空気呼吸器	M.S.A 型
37	空気呼吸器補助ポンベ	ライフゼム 5 型
38	空気呼吸器補助ポンベ	ライフゼム 8 型
39	空気呼吸器補助ポンベ	M.S.A 型
40	空気圧縮機	
41	ガス検知器	一般用
42	ガス検知器	メタン・アセチレン用
43	ガス検知器	酸素メタン用
44	可燃性ガス警報器	
45	防火服一式	ジエンテックス
46	防火服一式	カイノール
47	防火服一式	その他
48	エンジンカッター	
49	ベルトコンベアー	
50	油圧式救助用具	
51	ガス容断器	
52	ライフグリッパー	50m
53	ライフグリッパー	100m
54	救助袋	6 階用
55	救助袋	10 階用
56	救助袋	12 階用
57	緩降機	
58	エアーソー	
59	ドアオープナー	

		60	手動ウインチ	
		61	電気ハンマー	
		62	救助マット	
		63	排気装置	
		64	ジェットランス	
警備装備品(1)	防護装備品(8)	1	防弾たて	
補助警備装備品(2)		2	防弾板	鋼製
		3	防弾板	樹脂製
		4	個人用防弾たて	
		5	個人用防弾たて用潜望鏡	
		6	潜望鏡用双眼鏡	
		7	潜望鏡用グラスアタッチメント	
		8	爆発物処理用具	1 型
		9	爆発物処理用具	2 型
		10	爆発物処理筒	
		11	爆発物冷却器	185
		12	爆発物冷却器	50
		13	爆発物冷却器	30
		14	危険物検知用 X 線装置	
		15	放射線量計	
		16	対爆用マット	1 型
		17	対爆用マット	4 型
		18	特殊耳せん	
		19	音波探知器	遠隔操作式
		20	金属探知器	遠隔操作式
		21	折畳式防護用具	A 型
		22	折畳式防護用具	B 型
		23	爆発物現示装置	
		24	警報器	
		25	土のう	
		26	金属発見器	警棒 1 型
		27	金属発見器	警棒 2 型
		28	消火器	10 型
		29	消火器	2 型
		30	消火器携行のう	

		31	防御たて	
		32	防石たて	金属製 大
		33	防石たて	金属製 中
		34	防石たて	樹脂製 中
		35	防石網	1 型
		36	防石網	2 型
		37	防石網	5m × 7m
		38	組立支柱	防石網用
		39	車両用防石網	
		40	バリケード	
		41	指揮棒	
		42	標識旗	
		43	標識灯	
警備装備品(1)	工作装備品(9)	1	つるはし	
補助警備装備品(2)		2	スコップ	
		3	とびぐち	
		4	かけや	
		5	おの	
		6	なた	
		7	かま	
		8	のこぎり	
		9	金てこ	
		10	鉄線ばさみ	
		11	金づち	
		12	両手ハンマー	
		13	釘ぬき	
		14	はしご	伸縮式軽合金製
		15	はしご	なわ製
		16	はしご	その他
警備装備品(1)	山岳装備品(10)	1	山岳用被服	夏用
補助警備装備品(2)		2	山岳用被服	冬用
		3	登山帽	
		4	登山靴	皮製
		5	登山靴	布製
		6	長靴下	
		7	アノラック	
		8	ポンチョ	

9	革手袋	
10	尻革	
11	ザイル	ナイロン製
12	ザイル	マニラ製
13	ザイル	セルプストナイロン製
14	ザイル	セルプストマニラ製
15	ザイル	その他
16	ピッケル	
17	ロックハンマー	
18	滑車	大
19	滑車	小
20	安全ベルト	
21	ハーケン	
22	カラビナ	
23	張線器	
24	登はん器	
25	アブミ	
26	サブザック	
27	キスリング	
28	磁石	
29	折畳スコップ	
30	山なた	
31	地図入れ	
32	登山ナイフ	山刃
33	登山ナイフ	七徳
34	ラジウス	
35	コッヘル	
36	三ッ組食器	
37	燃料入れ	
38	アイゼン	
39	カンジキ	

第1号様式(第4条関係)

警備装備品管理原票
[別紙参照]

第2号様式(第8条関係)

警備裝備品現在簿

[別紙参照]

第3号様式(第8条関係)

警備裝備品使用整理簿

[別紙参照]

第4号様式(第8条関係)

警備裝備品(個人貸与)使用整理簿

[別紙参照]

第5号様式(第8条関係)

警備裝備品点検実施簿

[別紙参照]

第6号様式(第9条関係)

警備裝備品異動(修繕)通報書

[別紙参照]

第7号様式(第13条関係)

警備裝備品使用状況報告

[別紙参照]